

埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要

1 目的

被災した市町村を、県や他市町村等合同の「彩の国災害派遣チーム」を派遣し支援

2 対象災害

災害対策基本法に規定する災害（竜巻、豪雨、豪雪、土砂災害、地震、大規模火災など）

3 派遣パターン

- ① 局地災害（例：竜巻災害）
被災市町村がある県支部内の市町村、県地域機関職員を派遣し支援
- ② 広域災害（例：大雪、台風災害）
①以外の他の県支部内の市町村、県地域機関又は本庁職員を派遣し支援
- ③ 甚大な広域災害（例：東京湾北部地震）
①、②に加え他県等の職員派遣を受け支援



受援調整会議



罹災証明交付支援

4 対象業務

市町村災対本部支援、避難所運営支援、物資搬出入支援、住家被害認定支援、罹災証明交付支援など

5 派遣候補者

災害時の迅速な職員の派遣を図るため、毎年度派遣チーム員候補者を名簿化
さらに候補者の災害対応能力の向上を図るため、研修等を実施

イメージ例
東京湾北部地震



被災エリア

支部単位で県、市町村等合同の彩の国災害派遣チームを派遣